

産業構造審議会環境部会 第14回廃棄物・リサイクル小委員会

議事要旨

1. 日時：平成18年10月17日（水）14:00～16:00
2. 場所：経済産業省本館17階 国際会議室
3. 参加者：別紙参照
4. 配布資料：
 - 資料1 議事次第
 - 資料2 委員名簿
 - 資料3 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップ
 - 資料3-1 リサイクルガイドラインのフォローアップの要旨
 - 資料3-2 品目別ガイドラインの概要版
 - 資料3-3 業種別ガイドラインの概要版
 - 資料3-4 品目別ガイドラインの本編
 - 資料3-5 業種別ガイドラインの本編
 - 資料4 塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正について（資源有効利用促進法関係）
 - 資料5-1 資源有効利用促進法の施行状況
 1. 製品含有物質に関する情報提供措置等について
 2. ポリエチレンテレフタレート製の容器等に係る識別表示の見直しの検討について
 3. 自動車バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について
 - 資料5-2 容器包装リサイクル法の施行状況
 - 資料5-3 家電リサイクル法の施行状況
 - 資料5-4 自動車リサイクル法の施行状況
5. 議題：
 - (1) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップについて
 - (2) 資源有効利用促進法省令改正について
 - (3) 各種リサイクル法を巡る最近の状況について
 - ・資源有効利用促進法
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・家電リサイクル法
 - ・自動車リサイクル法

6. 議事内容：

- ・ 事務局より委員交代等の連絡
- ・ 伊藤大臣官房審議官（地球環境問題担当）より挨拶
- ・ 事務局より配布資料の確認

(1) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップについて

（資料 3 に基づき、品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップについて、事務局より説明）

- ・ 3R の推進に当たっては、企業の自主性を尊重してほしい。（社）日本経団連でも自主行動計画を策定しており、最終処分量削減の目標を 3～4 年前倒しで達成するなど成果を出している。規制強化ではなく、インセンティブを与えるような、事業者の自主性を尊重した取組をお願いしたい。
- ・ 環境配慮設計については技術開発が重要と考える。また、誰もが分かるような形での情報提供をお願いしたい。
- ・ 資料 3-2 の 9～10 ページにおいて、カセットボンベ、エアゾール缶についての取組の紹介があった。収集する自治体としては、火災・爆発等の危険を抱えていたが、業界の協力並びに環境省の支援によって安全な収集が図られる方向となった点についてお礼を申し上げたい。
- ・ 目標を既に前倒しで達成しているなど事業者の取組が良い形で進んでいる一方で、法の裏をかいくぐるような事業者もいると聞いている（タイヤの野積み、マニフェストの悪用など）。良い事業者と悪い事業者の格差が出てきているので、そのような検討もお願いしたい。
- ・ リサイクル率が向上するのはよいことであるが、昨今リユース目的での海外流出が増えていると聞く。この辺についての調査・報告もお願いしたい。
- ・ 乾電池については自治体が分別収集しているが、回収率はここ最近ずっと 10%程度で推移している。処理料金が 10 万円/t 程度と高いことから、収集すればするほど自治体の負担が増えるという構造となっている。そのような状況を踏まえて、もう少しはっきりした方針を示してほしい。

（事務局）

事業者の自主性の活用は重要であると認識している。

環境配慮設計についての分かりやすい情報提供の取組は必要であると認識している。

リユースの流通は増えているが、現状がよく分からない。できる限り実態の把握に努めて、情報提供していきたい。

乾電池についてはご指摘を踏まえて関係者、業界等とディスカッションしていきたい。

- ・ ガイドラインも策定から随分と時間が経過した。この辺りで過去を振り返って見直しのための検討を行ってみることも必要かもしれない。
- ・ 海外との関係や国際的な視点での比較も提示してもらえるとよいと思われる。
- ・ 取組の裾野が広がっている一方で、本ガイドラインで採りあげた以外にもよい取組がある。この場で紹介し、一般の方にも知ってもらうような機会があってもよい。
- ・ アセスメントガイドラインについては、3R を指向しているが、リサイクルが中心であり、リデュース、リユースの取組がまだまだ足りないという点も見受けられる。各製品群での対応をお願いしたい。
- ・ IC タグ活用についての検討がなされているが、回収時や使用実態の把握という点では3Rにも関わってくることから、そのような視点も含めて検討してほしい。
- ・ リデュース・リユースについて言えば、手提げ金庫の合い鍵を注文する消費者が増えてきた。リペアの体制を整備すれば、直接リデュース、リユースに繋がるのではないか。

(2) 資源有効利用促進法省令改正について

(資料 4 に基づき、塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正について、事務局より説明)

ー内容について委員了承ー

(事務局)

- ・ 本日提示した文書を検討し、11 月を目途にパブリックコメントを実施する。その結果を踏まえ、委員長と相談の上、省令改正を行う。結果についてはこの場に報告させていただく。

(3) 各種リサイクル法を巡る最近の状況について

(資料 5-1 に基づき資源有効利用促進法の施行状況について、資料 5-2 に基づき容器包装リサイクル法の施行状況について、資料 5-3 に基づき家電リサイクル法の施行状況について、資料 5-4 に基づき自動車リサイクル法の施行状況について事務局より説明)

<資料 5-4 自動車リサイクル法の施行状況について>

- ・ 新聞等で使用済み自動車の引渡台数が計画値を下回っているとの報告がなされていると聞くと、その要因は何か。また、違法要因はどの程度あると見ているのか。
- ・ 平成 20 年 1 月については全ての車についてリサイクル料金の預託が完了することになるが、そうなるこのようなことは無くなるかと考えてよいのか。

(事務局)

平成 17 年度で見れば、当初は 400 万台程度の引取を想定していたが、自動車リサイクルシステムによる使用済み自動車の引取台数実績は 305 万台であった。使用済み自動車発生台数約 500 万台のうち、自動車リサイクルシステムの引取が 305 万台、輸出される使用済み自動車が 135 万台、オークションの活発化による在庫の増加分が 10 万台、残り 50 万台は法施行前に引き取られたため報告対象とならなかったもの等と見ている。参考までに、平成 18 年の引取台数は前年比 20%増で推移している。平成 20 年 1 月に全ての車について預託が完了すればという話があったが、現在の流通フローから少なくとも現状においても数十万台という単位で違法に車が消えているとは見ていない。とはいえ、各方面から様々な声を聞くこともあり、違法対策については指導を徹底していきたい。

<資料 5-1-2 ポリエチレンテレフタレート製の容器等に係る識別表示の見直しの検討について>

- ・ ペットボトルの識別表示の見直しについて説明があったが、現行の表示については小さくて見にくいという意見もある。見直しの際に併せて検討をお願いしたい。また、目の不自由な方にもわかるような配慮を求める声もある。
- ・ 日本では有人の島が 150 程度あると聞くと、これらの島では各種リサイクル法ができて助かっているという理解でよいか。

(事務局)

容器包装リサイクル法では再商品化事業者が分別基準適合物を市町村へ取りに行くことになっている。離島ではその分輸送費が高くなる仕組みとなっている。

自動車リサイクル法では特定再資源化預託金を不法投棄・離島対策に充てている。平成 17 年度は 57 の離島に対して運搬費の 80%を支援した。

以上